

払戻金制度に関する事項

払戻金に関しては以下の通りとします。なお、求人者の皆さまと当社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

1. 採用決定者が入社前に本人の意思により入社しない場合 紹介手数料の 100%
2. 入社者が入社後 30 日以内に自己の意思により退社した場合 紹介手数料の 50%

なお、以下の場合は払戻金制度の対象外とします

- (1) 求人者都合による解雇
- (2) 求人者が採用時に提示した労働条件と入社後の労働条件が異なる等、
求人者の責に帰すべき事由により退社に至った場合